

ヤングケアラーに関する取組について

令和6年9月17日

福祉部子ども未来局子ども・子育て安心課
教育委員会児童生徒支援課

【本日の内容】

1. ヤングケアラーについて
2. ヤングケアラー対応にかかる課題と取組について
 - (1) ヤングケアラー対応にかかる課題
 - (2) 課題に対する取組
3. スクールソーシャルワーカー（SSW）の状況について
 - (1) SSWの役割及び配置状況
 - (2) SSWの活動状況
 - (3) ヤングケアラーへの対応の流れ
 - (4) ヤングケアラー発見に向けての取組
 - (5) SSWによるヤングケアラーへの支援例
4. 今後の取組の方向性について
5. ヤングケアラー当事者の声

1. ヤングケアラーについて

ヤングケアラーについて

子ども・若者育成支援推進法を改正（令和6年6月12日施行）

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記。

〈定義〉

○ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合。子どもにおいては、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては、自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指す。

○「家族生活の日常生活上の世話」には、介護、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳など。

法改正に係る施行通知の概要より抜粋

ヤングケアラーについて

〈支援の対象年齢〉

○こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支える観点から、おおむね30歳未満を中心としている。状況に応じて、40歳未満も対象となり得る。

〈支援に当たって留意すべき事項〉

- こども・若者や保護者等の複雑な心情等にも十分に配慮。
- ヤングケアラー本人の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、肯定的・共感的な関わりを心掛け、外部サービスの導入に当たっては、家族全体を支援する視点を持って、家庭内の状況や家族の関係性、心情等にも十分留意しながら、丁寧な説明を行い、その理解を得ながら利用を促す等の対応を行う。

法改正に係る施行通知の概要より抜粋

2. ヤングケアラー対応にかかる課題と取組 について

(1) ヤングケアラー対応にかかる課題

① 把握しにくい

- ✓ 表面化しにくい。
- ✓ 一機関の関わりでは家族全体の状況が把握しにくい。
- ✓ 子ども自身がヤングケアラーだと気付かない。また、話さない。

② 問題が複合的

- ✓ 要因や家庭内の関係性が複合的に絡んでいる。
- ✓ 一機関での対応では限界がある。
- ✓ 虐待やその恐れにつながっている場合がある。

③ 子どもの成長や社会性に影響する恐れがある

- ✓ 子どもの時間や自由が阻害される。
- ✓ 学業や友人関係、人との信頼関係の形成などに影響を及ぼす。
- ✓ 精神的、身体的な負担がある。
- ✓ 自分の悩みや思いを話せない。
- ✓ 孤立する。周囲とうまくコミュニケーションがとれない。

(2) 課題①に対する取組

課題① 把握しにくい

解決に向けて目指すこと

- ・ 周囲の気づきを高める。
- ・ 関係機関の役割や機能を知り、共有し連携を深める。
- ・ 子どもの思いを知り、寄り添ったアプローチをする。

現在の取り組み

- ・ 多様な機関の参加による研修会の開催
- ・ 当事者の話（思い）を聞く
- ・ 啓発（令和6年度は本市のリーフレットを作製し配布）

(2) 課題①に対する取組

❖ 研修

令和4年度 ヤングケアラーの現状と課題を知る（2回開催）

- 【内 容】 ヤングケアラーの現状や気づきの視点。ヤングケアラーと家族全体への支援など。
【参加機関】 福祉（保育園等含む）、教育（幼稚園、小中高校含む）、社協、児相、警察等
【参加者数】 計143名

令和5年度 ヤングケアラーに気づき、支援について考える（ワークショップ形式で2回開催）

- 【内 容】 当事者の思いを知り、アプローチや関わりの視点を共有
事例を通して、ヤングケアラーへの気づきや、多機関連携による支援についてなど。
【参加機関】 福祉、教育、社協、児相、医療、事業所など、延べ62機関（所属）
【参加者数】 計73名

令和6年度（予定）ヤングケアラーに気づき、支援について共に考える （ワークショップ、ディスカッション形式で10月と11月に開催）

- 【内 容】 事例を通して、ヤングケアラーに気づく視点や子どもや家族へのアプローチや支援を共有
【参加機関】 福祉、教育、社協、児相、医療、事業所など

❖ 啓発

- ・ 国が作成するポスター、チラシの配布（公共施設等への掲示）
- ・ 令和6年度は、本市のリーフレットを作成し配布
関係機関の気づきやヤングケアラーや家族へのより良いアプローチにつなげることを目的として作成
ヤングケアラー当事者の想いを掲載予定

(2) 課題②に対する取組

課題② 問題が複合的

解決に向けて目指すこと

- ・ 多機関が適切に情報を共有する。
- ・ 関係機関が役割を担い連携して対応する。
- ・ 対応について、コーディネートを行い進捗管理とリスクマネジメントを行う。

現在の取り組み

要保護児童対策地域協議会における情報共有及び対応、
支援の実施。
※18歳未満が対象

(2) 課題②に対する取組

❖ 大津市要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法第25条の2に基づく法定協議会。福祉、教育、保健、医療などの関係機関で構成され、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または、特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

- ・ 要保護児童・・・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・ 要支援児童・・・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ・ 特定妊婦・・・出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

多機関連携による関わりと支援

- ・ 状況に応じて要保護児童対策地域協議会の範囲において、ヤングケアラーの把握及び情報共有、支援の検討。
- ・ 多機関連携による、ヤングケアラーと家庭への直接的な支援の実施。
- ・ 支援の実施にあたっては、面談や家庭訪問等も行いながら繋がっていく。
- ・ 状況に応じて、各種支援事業へ繋ぎ継続した支援を行う。

(2) 課題③に対する取組

課題③ 子どもの成長や社会性に影響する

解決に向けて目指すこと

- ・ 自由で安心できる時間をつくる。
- ・ コミュニケーションや学習を通して社会性を育む場をつくる。
- ・ 子どもの思いを話せる環境をつくる。
- ・ 一緒に考えるつながりをつくる。
- ・ 家族全体の問題解決を図る。

現在の取り組み

- ・ 子どもの居場所づくり事業
- ・ 子育て世帯訪問支援事業（家事支援、育児支援など）

(2) 課題③に対する取組

❖子どもの居場所づくり事業

支援を必要とする子どもたちに、安心して過ごせる場所を提供し、その場所において学習支援や生活支援などを行うことによって、子どもの健全な発達に寄与することを目的として、市内3か所で実施。

【内容】

- ・居場所づくり・・・信頼できる仲間や大人との出会い、子どもが安心して通うことができる居場所を提供する。
- ・学習支援・・・子どもの状況に応じて、個別学習支援を行い、学習意欲の向上を図る。
- ・生活支援・・・生活習慣の形成や体験活動を行う。
- ・保護者支援・・・保護者からの育児や生活相談に応じる。
- ・昼と夜の時間帯で実施。個別活動支援（1名）、小集団活動支援（5名程度まで）。

【効果】

- ・子どもが安心できる時間と場所ができる。
- ・スタッフやボランティア等との信頼関係が築け、子どもが安心して自分の思いを話せる。
- ・夢や目標が芽生え、進学意欲につながる。など

(2) 課題③に対する取組

❖ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

【内容】

- ・ 対象・・・家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、特定妊婦、ヤングケアラー家庭（子どもの年齢は18歳未満）
※市において、本事業による支援が必要と認めた場合
- ・ 支援内容・・・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除）
育児支援（育児のサポート、宿題の見守り）など
- ・ 時間・・・一度の決定につき20時間を上限
利用時間は、午前7時から午後7時の間

【効果】

- ・ 必要な支援を直接行うことが出来る。
- ・ 家族と一緒に家事支援等を行うことで、必要な力づけと負担軽減につながる。
- ・ 家庭内で家族とコミュニケーションをとることにより、家庭の状況把握と今後の必要な支援につなげられる。

3. スクールソーシャルワーカー（SSW） の状況について

(1) S S Wの役割及び配置状況

❖ S S Wの役割及び配置状況

◇ S S Wの役割

不登校やいじめ、暴力行為などを起こす児童生徒の背景には、心の問題だけでなく、虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭や生活環境にもかかわっていると考えられる場合もあることから、それらの複雑に絡まる課題を抱える児童生徒やその保護者を支援するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、環境改善に向け働きかけて支援を行う。

◇ S S Wの配置状況

- ・ 令和6年度:5名 令和5年度:4名 令和4年度:3名
- ・ 各小中学校からの要請に応じて、学校及び児童生徒支援課からS S Wに派遣依頼を実施

(2) S S Wの活動状況

❖ S S Wの活動状況 (令和5年度実績)

- 支援対象児童生徒数

245名

- ケース会議開催回数

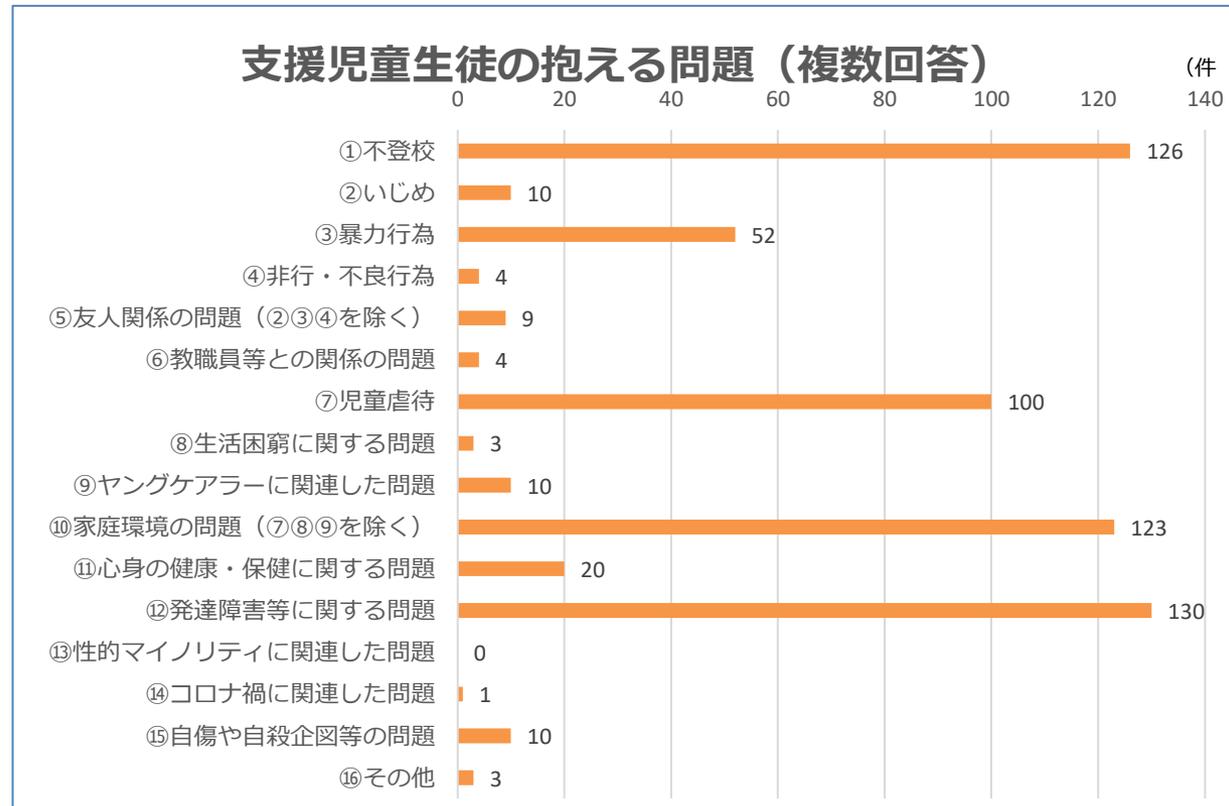
310回

- 家庭訪問回数

144回

- 対応課題の内容

右図(グラフ)参照



(3) ヤングケアラーへの対応の流れ

❖ ヤングケアラーへの対応の流れ

STEP
01

教員による発見

- ・ 学校生活の様子（表情、会話、授業態度）
- ・ 登校の状態（遅刻、欠席、不登校）
- ・ 子どもからの相談や面談、アンケート

STEP
02

チーム学校として情報共有

発見をした教員だけでなく、管理職をはじめ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、養護教諭など、チーム学校として情報を共有する。

STEP
03

関係機関との連携

福祉部局等の関係機関と連携し、個別の支援計画の作成など、きめ細やかな対応を実施する。

(4) ヤングケアラー発見に向けての取組

❖ ヤングケアラー発見に向けての取組

◇ ヤングケアラーの発見

学校は、子どもたちが多くの時間を過ごす場所であることから、ヤングケアラーと思われる子どもたちを発見しやすい状況にある。

そのため、教職員は早期にヤングケアラーの存在に気づき、必要となる支援へと繋ぐ必要がある。早期に気づくためには、教職員が日頃から支援に関する研修会等へ参加し、ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解することが必要となる。

◇ 学校、教職員に対する周知及び研修会

- ・ 令和6年6月：ヤングケアラーを把握した場合の対応に関する通知文の配布
- ・ 令和6年7月：滋賀県主催の研修会の案内
- ・ 令和6年8月：大津市主催の研修会の案内

(5) SSWによるヤングケアラーへの支援例

❖ SSWによるヤングケアラーへの支援例

◆ ケース①

- ・ 発見のきっかけ : 生徒から弟の世話がしんどいと養護教諭へ訴えがある
 - : SSWの複数回面談で虐待の可能性が発覚し通告
 - : 福祉機関からの保護者に対する面談に関わる中で、ヤングケアラー問題が判明
- ・ 支援内容・計画 : 福祉機関による保護者面談の継続
 - : SSWによる定期的な生徒面談
 - : 市要対協家庭としての関わり
- ・ 支援後の改善点 : 市の居場所づくり事業の利用
 - : NPO団体を定期的に利用
 - : 生徒に対する聞き取りでケアラー事象の解消を確認

(5) SSWによるヤングケアラーへの支援例

❖ SSWによるヤングケアラーへの支援例

◆ ケース②

- ・ 発見のきっかけ : 不登校傾向にあり、母親に欠席理由を聞くが要領を得ない
 - : 母親が精神的に不安定の際は、大声で叱られながら家事をしていると聞き取る
 - : 年齢不相応な家事をしている
- ・ 支援内容・計画 : 費用のかからないフリースクールやウイングの紹介
 - : NPO団体による料理教室の紹介
- ・ 支援後の改善点 : NPOスタッフが身近に親族のいない母親の相談相手
 - : 各機関が学校と情報共有をすることで家庭内の様子が判明
 - : 母親の安定により、母親からの叱責と子どもの家事が減少
 - : 登校の再開

4. 今後の取組の方向性について

今後の取組の方向性について

❖ ヤングケアラーに関する認識と理解を深める。

・学校を含め、子どもや家庭に関わる各機関が共にヤングケアラーを知り、関わり方や家族全体の支援について共有するため、事例を通じた研修会や啓発を継続して行っていく。

❖ ヤングケアラーを把握し、各機関が主体的に連携して支援につないでいく。

- ・子どもと家庭に関わる多様な機関が、ヤングケアラーに気づく感度を高めながら、各機関が主体的に必要な支援につないでいく。
- ・各機関の支援について、関係機関同士が共有していく。
- ・状況に応じて、大津市要保護児童対策地域協議会及び大津市子ども・若者支援地域協議会の枠組み中で、多様な機関が連携して支援を行う。
- ・ヤングケアラーへの支援を行うにあたっては、既存の子どもや家庭への支援（サービス）について、子どもや家庭へのアプローチの仕方や運用を評価し、必要に応じて見直していく。

5. ヤングケアラー当事者の声

ヤングケアラー当事者の声

～ヤングケアラー当事者の声 一部紹介～

- ・寄り添うというより、アドバイスをしようとする人が多かった。答えを提示しようとする人もいた。本当は、「ただ話を聞いてくれる」「一緒に考えてくれたら」、もっと自分の味方なんだと思えたかもしれない。
- ・しんどさは経験しないとわからない。わかってもらうための言葉は外向きの言葉で、モヤモヤして本当に思っている言葉は出せない。わかってもらってれば、そのモヤモヤはなくなると思う。
- ・「私よりしんどい人がいる。しんどいと思ってはいけない。」と感情や感覚を押し殺した。ケアよりもしんどかった。
- ・わかってもらうために、なぜ自分が頑張らないといけないのか。相手は「どうせ大したことない」と思っているんだろうなと思ってしまう。
- ・みんな自分がケアラーだとは思っていない。
- ・家族のことで話しかけられたくない。
- ・可哀そうって言われたくない。
- ・特別扱いしてほしくない。
- ・周囲に話そうと思ったことは無い。